

熊本県公報

号外 第 7 号
平成 25 年 3 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1
- 熊本県フードバレー推進室設置規程…………… (//) 57
- 熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程…………… (//) 57
- 熊本県建築物安全推進室設置規程…………… (//) 58

訓 令

熊本県訓令第 2 3 号

本庁各部(公室・局)課(センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程(昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務部の項中

文書私学局	県政情報文書課
	私学振興課
総務税務局	総務事務センター
	管財課
	税務課
市町村局	市町村行政課
	市町村財政課
	消防保安課

を

総務私学局	県政情報文書課
	総務事務センター
	管財課
	私学振興課
市町村・税務局	市町村行政課
	市町村財政課
	消防保安課
	税務課

に改める。

別表第 3 知事公室危機管理防災課の項第 3 項を次のように改める。

	3 災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)の施行に関すること。	1 同法第 2 条第 1 項第 6 号の規定により指定地方公共		1 同法第 2 8 条第 3 項の規定により資料等の提供又は		1 同法第 5 0 条第 2 項の規定により災害応急対策を実			
--	--	---------------------------------	--	--------------------------------	--	--------------------------------	--	--	--

機関を指定すること。

2 同法第 23 条第 1 項の規定により県災害対策本部を設置すること。

3 同法第 23 条第 5 項の規定により県現地災害対策本部を設置すること。

4 同法第 60 条第 5 項の規定により市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。

5 同法第 73 条第 1 項の規定により市町村長の実施すべき

意見の表明をすること。

2 同法第 28 条第 6 項第 3 項の規定により資料等の提供又は意見の表明をすること。

3 同法第 29 条第 1 項の規定により職員の派遣を要請すること。

4 同法第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定行機関等の職員の派遣についてあつ旋を求めること。

5 同法第 33 条の規定により県職員の種類別現員数を記載した

施すること。

2 同法第 51 条の規定により災害に関する情報収集及び伝達をすること。

3 同法第 55 条の規定により予想される災害の事態等について必要な通知又は要請をすること。

急措置を代行すること。
6 同法第 7 4 条第 1 項の規定により応急措置を実施するため、他の都道府県知事に応援を求めると。
7 同法第 7 4 条の 2 第 1 項の規定により他の都道府県知事に対し、災害発生都道府県知事又は市町村長を応援することを求めること。

料を提出すること。
6 同法第 5 3 条第 2 項の規定により災害の状況等を報告すること。
7 同法第 5 7 条の規定により電気通信設備を優先的に利用することを求めること。
8 同法第 7 0 条第 3 項の規定により応急措置の実施を要請し、又は求めること。
9 同法第 7 1 条第 1 項の規定により従事命令等を発し、又は施設等を管理し、使用し、若しくは収容

し、又は職員に立入を
検査をさせ、若しくは
物資を保管させたり
者から報告を取ること。

10 同法第7条第2条第1項の
規定に依り措置の実
施について指示をし、
又は他の市町村長を
応援すべきことを指
示すること。

11 同法第7条第2条第2項の
規定に依り災害応急
対策の実施を求め、
又は他の市町村長を
応援すべきことを求
めること。

12 同法第7条第4

						<p>2 第 4 項の規定により災害発生市町村長を応援することを求めること。</p> <p>1 3 熊本県防災会議条例（昭和 37 年熊本県条例第 54 号）第 3 条第 2 項の規定により防災会議幹事を任免すること。</p>			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第 3 総務部の項を次のように改める。

総務部	人事課	<p>1 職員の任免、分限、表彰、懲戒その他人事に関すること。</p>	<p>1 職員（技能労務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。）を除く。）の任免（兼務</p>	<p>1 職員（部内局長、広域本部長及びこれらに相当するものに限る。）の人事評価を実施すること。</p>	<p>1 職員（知事専決事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員を除く。）の分限（地方公務員法第 28 条第 1 項の規定による降任に限る。）に関すること。</p>	<p>1 職員（知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員を除く。）の任免のうち兼務及び併任に関すること。</p> <p>2 地方公務員法第 22 条第 2 項の規定に</p>			
-----	-----	-------------------------------------	---	--	--	---	--	--	--

及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項第 1 号に規定する任用を除く。）、分限（地方公務員法第 28 条第 1 項の規定による免職に限る。）、表彰及び懲戒に関すること。

2 職員（本庁部長及びこれに相当するものに限る。）の人事評価を実施すること。

2 知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員の任免、分限（地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職を除く。）、表彰及び懲戒に関すること。

3 職員（本庁課長及びこれに相当するものに限る。）の人事評価を実施すること。

4 職員の訓告処分及び嚴重注意処分に関すること。

よる臨時的任用に係る人数、任用期間、業務内容及び賃金単価について承認すること。

3 病気休暇（結核性疾患以外の私傷病により療養を必要と認められる場合における病気休暇を除く。）を承認すること。

4 職員（知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員を除く。）の任免（地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に規定する

任用に限る。
) に関する
こと。

5 職員の分限
(地方公務員
法第 2 条第
8 条第 2 項の
規定による休
職に限る。) に関する
こと

6 熊本県職員の勤務
時間、休暇等
に関する規則
(平成 7 年熊
本県人事委員
会規則第 2 号
) 第 1 条第 3
条の表 3 の
項及び 4 の
項に規定する
場合における
特別休暇を承
認すること。

7 育休等代替
臨時職員の任
免に関する
こと。

8 地方

公務員
の育児
休業等
に関する法律
第 2 条
の規定に
よる育児
休業の承
認及び同
法第 3 条
の規定に
よる育児
休業の期
間の延長
の承認、
同法第 5
条の規定
による育
児休業の
承認の取
消し、同
法第 10 条
の規定に
よる育児
短時間勤
務の承認、
同法第 11
条の規定
による育
児短時間
勤務の期
間の延長
の承認及
び同法第
12 条の規
定による
育児短時
間勤務の
承認の取
消

しをす
ること

9 臨時
事務補
助員、
臨時技
術補助
員、臨
時技能
補助員
及び臨
時労務
補助員
の分限
及び懲
戒に関
すること。

10 地
方公務
員法第
26条第
3項の
規定に
よる高
齢者部
分休業
の承認
、熊本
県職員
等の高
齢者部
分休業
に関する
条例
(平成
19年
熊本県
条例第
69号)
第5条
の規定
による
承認の
取消し
及び休
業時間
の短縮
並びに
同条例
第6

条の規定による休業の時間延長の承認をすること。

1 1 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者に係る本人からの申出に基づかない任期中における解嘱（懲戒に相当するものに限る。）に関すること。

1 2 地方公務員法第 26 条第 5 項第 1 項の規定による自己啓発等休業の承認、同条第 5 項の規定による承認の取消し及び熊本県職員等の

自己啓
発等休
業に関
する条
例（平
成 19
年熊本
県条例
第 67
号）第
7 条第
3 項の
規定に
よる期
間の延
長の承
認をす
ること

13 地
方公務
員法第
28 条
の 4 の
規定に
よる職
員に係
る勤務
形態、
勤務地
など勤
務内容
に関する
こと

14 熊
本県職
員の職
務に専
念する
義務の
特例に
関する
条例（
昭和 2
6 年熊
本県条
例第 7
1 号）
第 2 条
の規定
による
免除（

						<p>総務部長が別に指定するものを除く。)をすること。</p> <p>15 地方公務員法第 38 条の規定による営利企業の従事制限の許可をすること。</p> <p>16 職員(所属職員に限る。)の人事評価を実施すること。</p>
	<p>2 職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p>	<p>1 昇格及び昇給の発令に関すること。</p>				<p>1 調整額の発令に関すること。</p> <p>2 退職手当を支給すること。</p> <p>3 電子計算組織に係る給与の支出の命令に関すること。</p> <p>4 管理職員特別勤務手当の決定に</p>

				関すること。		
3 行政組織及び職員の定数に関すること。	1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。			1 管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）第 3 条の規定により、組織の改廃等を人事委員会に通知すること。		
4 副知事の任免に関すること。	1 副知事の任免をすること。					
5 各種委員会委員の任免に関すること。	1 各種委員会委員の任免をすること。					
6 職員の海外派遣研修に関すること。				1 海外派遣研修者の決定に関すること。		
7 行政事務の指導及び監察に関すること。			1 内部監査事項の決定に関すること。 2 内部監査に基づく事務の改善指			

			導に關 するこ と。			
8	行政手 続法及び 熊本県行 政手続条 例の施行 に係る事 務の指導 及び助言 に關する こと。					
9	事務能 率に關す ること。					
10	所管 不明の事 務の配分 に關する こと。			1 い ず れの部 （公室 ）課（ センタ ー）に 属する かにつ いて疑 義のあ る事務 の所管 部（公 室）課 （セン ター） の決定 に關す ること 。		
11	外部 監査契約 に基づく 監査に關 すること 。					
12	特別 職報酬等 審議会、 地方公務 員災害補 償基金、 地方公務 員災害補 償基金支 部審査会	1 特別 職報酬 等審議 会に対 する諮 問に關 すること 。	1 公務 災害の 認定を すること 。	1 軽易 な公務 災害の 認定を すること 。 2 公務 災害補 償を實 施する		

					こと。		
		、公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会及び賞じゅつ金等審査委員会に 関すること。					
		1 3 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に 関すること。					
		1 4 職員の研修に 関すること。	1 職員研修の 基本方針を策 定すること。	1 職員研修の 実施計画を策 定すること。	1 職員研修を 実施すること 。		
		1 5 総務部長室に 関すること。					
財政課		1 県議会に 関すること。					
		2 財政の健全化に 係る企画及び調整 に 関すること。					
		3 予算に 関すること。	1 熊本県予算規則（ 昭和 38 年熊本 県規則第 7 3 号） 第 6 条第 1 項に 規定する予算編 成方針の策定に	1 地方自治法第 21 9 条第 2 項の規 定による予算の 報告及び公表に 関すること。 2 熊本県予算規則第	1 同規則第 16 条 及び第 17 条に 規定する歳出予 算の配当に 関すること。 2 同規則第 26 条 に規定す		

				<p>関すること。</p> <p>2 同規則第 13 条に規定する予算の決定をすること。</p> <p>3 予算関係議案及び予算関係報告書の提出に關すること。</p> <p>4 地方自治法第 179 条の規定による予算の専決処分に関すること。</p> <p>5 熊本県予算規則第 21 条に規定する特別会計の弾力条項の適用に關すること。</p> <p>6 同規則第 29 条に規定する繰越明許費及び事故繰越の繰越承認をこ</p>		<p>26 条に規定する予備費の充用（センター）長専決事項に該当するものを除く。）に關すること。</p> <p>3 同規則第 20 条に規定する指定事業の決定に關すること。</p> <p>4 同規則第 27 条に規定する予算執行状況の報告又は調査に關すること。</p>	<p>る 10 万円未満の予備費の充用（軽易なものに限る。）に關すること。</p> <p>3 同規則第 25 条に規定する歳入歳出予算科目の新設に關すること。</p> <p>4 会計コード及び予算科目コードの管理に關すること。</p>			
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

		と。				
	4	地方譲 与税、地 方交付税 (県分) 及び県債 に関する こと。		1 起債 の発行 に關す ること 。 2 普通 地方交 付税の 額の算 定に用 いる資 料の提 出に關 すること。 3 特別 地方交 付税の 額の算 定に用 いる資 料を提 出すること。	1 公募 債の消 化状況 報告に 關する こと。 2 起債 統計報 告に關 すること。	
	5	財政調 整基金、 災害基金 、職員等 退職手当 基金、県 有施設整 備基金、 県債管理 基金及び 地域の元 気基金（ 以下この 項におい て「基金 」という 。）の管 理に關す ること。		1 基金 の処分 の決定 に關す ること 。 2 基金 に属す る現金 の繰替 運用の 決定に 關する こと。		
	6	全国自 治宝くじ 事務協議 会及び西 日本宝く じ事務協 議会に關 すること	1 協議 会規約 の制定 、改廃 に關す ること 。	1 当せ ん金付 証票の 発売計 画及び 発売許 可の申 請に關	1 協議 会との 連絡調 整に關 すること。	

					<p>すること。</p>			
		<p>7 財政事情の公表等に関すること。</p>			<p>1 財政事情の作成及び公表に関すること。</p> <p>2 地方自治法第 23 条第 3 項に規定する主要な施策を説明する書類の作成に関すること。</p>			
		<p>8 出資団体等の指導に係る調整に関すること。</p>						
<p>総務私学局</p>	<p>県政情報文書課</p>	<p>1 文書に関すること。</p>			<p>1 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号）第 3 条の規定による特定歴史公文書の廃棄を行うこと。</p>	<p>1 熊本県行政文書等の管理に関する条例第 14 条の規定による特定歴史公文書の保存等を行うこと。</p> <p>2 熊本県行政文書等の管理に関する条例第 15 条から</p>		

					第 1 8 条まで の規定 による 特定歴 史公文 書の利 用請求 に対する 決定等 を行う こと。 3 熊本 県行政 文書等 の管理 に関する 条例第 3 2 条 の規定 による 特定歴 史公文 書の保 存及び 利用の 状況の 公表を 行う こと。		
		2	行政文 書等管 理委員 会に関 すること。				
		3	県印、 知事印、 副知事 印及び 部（公 室）長 印の保 管その 他公印 に関す ること。				
		4	法制に 関する 指導、 審査 及び調 整に関 すること。				
		5	法規、				

	政策法務及び訟務に関すること。						
	6 公告式及び県公報に関すること。						
	7 公益法人制度に係る事務の総括に関すること。						
	8 公益認定等審議会に関すること。						
	9 他課（センター）の所管に属さない公益法人及び公益信託に関すること。						
	10 情報公開に関すること。						
	11 個人情報保護に関すること。						
	12 情報公開審査会並びに個人情報保護制度審議会及び個人情報保護審査会に関すること。						
	13 公立大学法人熊本県立大学に関すること。	1 定款の変更の申請に関すること。		1 会計監査人の選任に関すること。			

		<p>2 中期目標の指示に関すること。</p> <p>3 中期目標期間終了時の検討及び措置に関すること。</p> <p>4 理事長及び監事の任免に関すること。</p>					
	1 4 総務私学局長に関すること。						
総務事務センター	1 総務事務の集中処理に関すること。			1 総務事務の集中処理の実施方針に関すること。			
	2 職員（選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会並びに教育委員会事務局及び学校以外の				<p>1 扶養親族に係る届出の処理をすること。</p> <p>2 通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤手当に準じる手当の決定に関すること。</p>		

<p>教育機関の職員を含む。)の給与の集中処理に関すること。</p>				<p>3 年末調整に係る申告書等の審査に関すること。</p>		
<p>3 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会及び教育委員会の委員報酬の年末調整に係る申告書等の審査の集中処理に関すること。</p>				<p>1 年末調整に係る申告書の審査に関すること。</p>		
<p>4 旅費の計算に関すること。</p>						
<p>5 旅費事務に係る電子計算組織を利用して行う旅行申請に係る旅費額の確認事務等旅費（選挙管理委員会、人事委員</p>				<p>1 旅費事務に係る電子計算組織で作成された電磁的記録により処理される支出命令に</p>		

<p>会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会の並びに教育委員会の事務局及び学校の教育機に係るものを含む。)事務の集中処理すること。</p>				<p>すること。 2 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)第31条第3項の規定による旅費の調整(同項の規定によるものを含む。)に関すること。</p>		
<p>6 職員(選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに教育委員会の事務局及び学校の教</p>						

<p>育機関の職員を含む。)の自家用車による公務出張に関する取扱要領(任命権者が知事に協議して定めるものに限る。)に基づく自家用車の登録に係る事務の集中処理に関すること。</p>						
<p>7 地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により任用された臨時職員(職員の産前休暇及び産後休暇に伴う代替臨時職員(以下「産前産後代替臨時職員」という。))を除く。)又は地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定により任用された非常勤職員(いずれも選挙管理委員会、人事</p>				<p>1 賃金及び報酬の支払に関すること。 2 賃金及び報酬に係る年末調整並びに源泉徴収票の発行に関すること。 3 賃金及び報酬に係る住民税の特別徴収に関すること。 4 社会保険資格の得喪等の手続及び保険</p>		

<p>事務局、監査委員、事務局及び労働委員会事務局並びに教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の賃金又は報酬並びに社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。</p>				<p>料の支払に関すること。 5 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		
<p>8 地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により任用された臨時職員（産前産後代替臨時職員に限る。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号の規定により任用された臨時職員（いずれも選挙管理委員</p>				<p>1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。</p>		

<p>、人事委員 会事務局、 監査委員 事務局及び 労働委員 会事務局並 びに教育 委員会の 事務局及 び学校以 外の教育 機関に任 用された 者を含み 、熊本県 内所在公 署以外の 公署に勤 務する者 を除く。 ）の社会 保険及び 労働保険 の集中処 理に關す ること。</p>						
<p>9 地方公 務員法第 28条の 4第1項 の規定に より任用 された再 任用職員 （選挙管 理委員会 、人事委 員会事務 局、監査 委員事務 局及び労 働委員会 事務局並 びに教育 委員会の 事務局及 び学校以 外の教育 機関に任 用された 者を含み 、熊本</p>				<p>1 社会 保険資 格の得 喪等の 手続及 び保険 料の支 払に關 すること。 2 雇用 保険資 格の得 喪等の 手続、 保険料 の支払 及び離 職票の 発行に 關すること。</p>		

			<p>内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の社会保険及び雇用保険の集中処理に関すること。</p>						
			<p>10 職員の児童手当に関すること。</p>				<p>1 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項、第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収をすること。</p> <p>2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。</p> <p>3 同法第29条の規定に基づく報告をすること。</p>		

<p>1 1 職員 の子ども 手当に関 すること 。</p>				<p>1 子ども も手当 の認定 及び支 給並び に不正 利得の 徴収を すること。 2 子ども も手当 に係る 届出等 の処理 をすること。 3 子ども も手当 の支給 状況に 係る報 告をす ること 。</p>		
<p>1 2 職員 厚生室に 関すること 。</p>						
<p>(1) 職 員の健 康支援 に関す ること 。</p>			<p>1 職員 の健康 管理事 業の実 施方針 に関す ること 。</p>	<p>1 職員 の健康 管理事 業の実 施に関 すること 。</p>		
<p>(2) 職 員の福 利厚生 に関す ること 。</p>	<p>1 厚生 施設を 設置す ること 。</p>		<p>1 職員 の厚生 及び保 健体育 事業を 企画す ること 。</p>	<p>1 職員 の厚生 及び保 健体育 事業を 実施す ること 。 2 厚生 施設を 管理運 営す ること 。</p>		
<p>(3) 職</p>			<p>1 恩給</p>			

		員の共 済事業 及び恩 給に関 すること。			を裁定 し、支 給する こと。		
管 財 課	1	公有財 産の総括 に関する こと。	<p>1 公有 財産再 評価に 関する 基準を 決定す ること 。</p> <p>2 用地 等価格 評価に 関する 基準を 決定す ること 。</p> <p>3 県庁 附属宿 舎の建 設を決 定する こと。</p> <p>4 公有 財産事 務運営 の基本 的事項 を決定 すること。</p>	<p>1 財産台 帳整備に 関する方 針を決定 すること 。</p> <p>2 公有財 産評価に 関する運 用方針を 決定する こと。</p> <p>3 公有財 産の実態 調査に関 する方針 を決定す ること。</p>		<p>1 公有 財産再 評価調 書の審 査及び 修正の 決定を すること 。</p> <p>2 公有 財産表 を作成 すること 。</p> <p>3 公有 財産の 状況に 関する 資料又 は報告 を求め ること 。</p>	
	2	ファシ リティマ ネジメン トの推進 に関する こと。					
	3	普通財 産の管理 及び処分 に関する こと。	1 議会 議決を 要する 不動産 の処分 をす ること。	1 評価額 7, 0 0 0 万円以 上の不動 産（議会 議決を要 する不動 産の処分 に係るも のを除く	1 評価 額 1, 0 0 0 万円以 上 7, 0 0 0 万円未 満の不動 産を処 分す	1 評価 額 1, 0 0 0 万円未 満の不動 産を 処分す ること 。 2 普通	

			。) を 処 分 する こと。	る こと 。 2 普 通 財 産 の 貸 付 け を する こと。	財 産 の 一 時 貸 付 及 び 普 通 財 産 の 貸 付 け の う ち 電 柱 類 敷 地 と し て の 貸 付 け 等 軽 易 な 貸 付 け を する こと。 3 普 通 財 産 の 境 界 を 確 認 す る こと 。		
	4 県 庁 舎 及 び 県 庁 附 属 宿 舎 の 維 持 管 理 に 関 す る こと。			1 行 政 財 産 の 目 的 外 使 用 を 許 可 す る こと 。 2 事 務 室 の 使 用 の 決 定 を す る こと 。 3 代 用 宿 舎 借 上 契 約 を する こと。	1 行 政 財 産 の 目 的 外 使 用 の う ち 電 柱 類 敷 地 と し て の 使 用 等 の 軽 易 な 使 用 を 許 可 す る こと 。 2 宿 舎 の 入 退 居 の 許 可 を す る こと 。 3 会 議 室 の 使 用 の 許 可 を す る こと 。 4 職 員 駐 車 場 の 使 用 の 許 可 を する こと。		

				5 火気物品等の使用の許可をすること。		
5 県庁舎及び県庁附属宿舍の電気及び機械の設備の管理に関すること。				1 電話の新設及び移転をすること。		
6 県庁舎の保全及び秩序の維持に関すること。		1 熊本県庁舎等管理規則（昭和 42 年熊本県規則第 4 号）第 10 条の規定に基づく違反等に対する措置に関すること。	1 同規則第 9 条の規定に基づく許可に関すること。	1 同規則第 9 条の規定に基づく許可のうち軽易なものに関すること。		
7 広域本部の入居する庁舎等（県庁舎を除く。）及び広域本部長等の宿舍に関すること。						
8 庁用自動車の集中管理に関すること。				1 庁用自動車の配車に関すること。		
9 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。			1 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。			

	1 0 公有建物の災害共済の委託に関すること。				1 公有建物の火災共済委託に関すること。	1 公有建物の火災共済追加委託及び一部解除に関すること。		
	1 1 財産審議会に関すること。							
私学振興課	1 私立学校及び宗教学法人に関すること。	1 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 31 条の規定により学校法人の寄附行為（私立の高等学校及び中等教育学校の設置に係るものに限る。）を認可すること。 2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条の規定により私立の高等学校及び中等教育学	1 学校教育法第 4 条の規定により私立の高等学校及び中等教育学校の廃止及び設置者変更を認可すること。 2 同法第 136 条の規定により私立専修学校設置又は私立各種学校の設置の勧告及び教育の停止を命ずること。	1 私立学校法第 26 条第 2 項の規定により学校法人が行う収益事業の種類を定め、これを公告すること。 2 私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 10 条の規定に基づく学校法人の助成に関すること。	1 日本私立学校振興・共済事業団に対する学校法人の融資申込みに対して副申を付すること。			

			<p>校の設置を認可すること。</p> <p>3 私立学校法第 6 2 条の規定により学校法人の解散を命ずること。</p>					
		2 私立学校審議会に関すること。						
市町村・税務局	市町村行政課	1 市町村その他地方公共団体の行政一般に関すること。	<p>1 市町村の廃置分合及び境界変更について議会に提案すること。</p> <p>2 市町村の廃置分合及び境界変更を決定すること。</p> <p>3 町村を市とし、村を町とすることについて議会に提案すること。</p> <p>4 町村を市とし、村を町とすることを決定する</p>	1 市町村の事務について、審査請求等に対する裁決、裁定又は審決すること。	<p>1 市町村その他地方公共団体の行政に関する指導、助言及び勧告をすること。</p> <p>2 市町村の公平委員会事務の受託について議会に提案すること。</p> <p>3 市町村の公平委員会事務の受託を決定すること。</p>	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 5 条第 1 項の規定により、市町村の廃置分合に係る事務の分界を定め、又は承継すべき市町村を指定すること。</p> <p>2 同令第 6 条の規定により市町村の境界変更による事務の承継につ</p>		

- こと。
- 5 市町村の境界に関し、争論があきるとき地方自治法第 251 条の 2 の規定による調停に付すること。
- 6 市町村の境界が判明でない場合その境界を決定すること。
- 7 公有水面のみに係る市町村の境界変更を決定すること。
- 8 市町村長の臨時代理者を選任すること。
- 9 市町村相互間又は市町村の機関相互間に紛争があるとき自治紛争処理委員の調

いて定めること。

										<p>停に付 すること。</p> <p>1 0 市 町村に 関する 事件に ついて 、管理 都道府 県知事 を定め るため の協議 を行う こと。</p> <p>1 1 郡 の区域 の新設 、廃止 又は変 更を決 定する こと。</p> <p>1 2 一 部事務 組合の 設立を 許可す ること 。</p>
										2 市町村 合併推 進に関 すること。
										3 市町村 の土地 開発公 社に関 すること。
										4 行政書 士に関 すること。
										1 行政書 士法 (昭和 26年 法律第 4号) 第3条 の規定 により 行政書 士試験 を実施
										1 同法 第14 条の規 定に基 づき、 行政書 士の業 務を停 止し、 又は業 務を禁 止し、

				すること。	及びこれらの処分について聴聞を行うこと。		
	5 自衛隊員の募集に関すること。				1 自衛隊員の募集期間及び試験場所を告示すること。 2 自衛隊員募集に関する啓発宣伝計画を策定すること。		
	6 地方制度の調査研究に関すること。						
	7 広域本部に関すること（広域本部の入居する庁舎等（県庁舎を除く。）及び広域本部長等の宿舎に関するものを除く。）。						
	8 市町村・税務局長に関すること。						
市町村財政	1 市町村その他地方公共団体の財政一般に関	1 市町村の財政再生計画を総務大		1 市町村その他地方公共団体の財	1 市町村から提出された地方交付		

		課	<p>すること。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の協議を総務大臣に達成すること。</p>	<p>臣に達成すること。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の協議を総務大臣に達成すること。</p>	<p>政に関する指導、助言及び勧告をすること。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の変更計画を総務大臣に達成すること。</p> <p>3 市町村の財政再生計画の変更協議を総務大臣に達成すること。</p> <p>4 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。</p> <p>5 市町村の財政再生計画の実施状況を総務大臣に達成す</p>	<p>税及び地方特例交付金の額算定に関する資料その他必要な資料を総務大臣に送付すること。</p> <p>2 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査を実施すること。</p> <p>3 地方債の協議等に関すること。</p> <p>4 国有施設等所在市町村助成金の額を市町村長へ通知すること。</p> <p>5 市町村の財務に関する資料を総務大臣に提出すること。</p> <p>6 市町</p>			
--	--	---	--	--	---	---	--	--	--

と。

6 市町村の財政再生計画完了報告書を総務大臣に進達すること。

7 市町村の地方交付税の額及び地方特例交付金の額の算定の結果を総務大臣に報告すること。

8 総務大臣が決定し、又は変更した地方交付税の額及び地方特例交付金の額を市町村に通知すること。

9 地方交付税及び地方特例交付金の交付時期ごとに交付すべき額を総務大臣に報

告すること。

10 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

11 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の完了報告書の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

12 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

13 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

14 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

15 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

16 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

17 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

18 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

19 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

20 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。

告し、市町村に通知すること。

10 地方交付税及び地方特例交付金の超過交付額を国に還付させること。

11 市町村の基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し、又は減額すべき錯誤等の額及び市町村の増減収見込額に加算し、又は減額すべき錯誤等の額を総務大臣に報告し、市町村に通知すること。

12 錯誤により生じた地方交付税又は地方特例

臣に報告すること。

9 市町村の財政再生計画の軽微な変更協議に同意し、当該協議結果を総務大臣に報告すること。

10 地方債同意等基について通知すること。

交付金の超過交付分について、返還させべき額を総務大臣に報告し、及びその返還の方法について市町村の意見を聞くこと。

13 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査の結果を総務大臣に報告すること。

14 地方債の同意等予定額に伴う同意予定額及び許可予定額を決定すること。

15 地方債の起債予定額を総務大臣に提

出する
こと。

1 6 地
方公
営企
業法
施行
令
(昭
和
2 7
年
政
令
第
4 0
3
号)
第
2 8
条
第
1 項
の規
定に
基
づ
き、
地
方公
営企
業法
第
4 0
3
条
第
2 項
に
定
め
る
地
方
公
営
企
業
の
経
営
に
関
す
る
事
項
を
総
務
大
臣
に
報
告
す
る
こ
と。

1 7 同
令
第
2
8
条
第
2 項
の
規
定
に
定
め
る
事
項
を
総
務
大
臣
に
報
告
す
る
こ
と。

1 8 固
定資
産の
価格
等の
修正
に係
る
勸告
を行
う
こ
と。

1 9 固

			<p>定資産の評価及び価格等の配分を行うこと。</p> <p>20 固定資産の価格等の概要調書を取りまとめ作成し、送付すること。</p> <p>21 市町村の固定資産平均価額を算定すること。</p>		
2 市町村振興資金に関すること。	1 熊本市町村振興資金貸付要項第 2 条の規定により資金の貸付枠を定めこと。		<p>1 同要項第 6 条の規定により貸付けの内定をすること。</p> <p>2 同要項第 7 条の規定により事業の変更、中止を承認すること。</p> <p>3 同要項第 8 条の規定により貸付けの内定を取</p>	<p>1 同要項第 10 条第 1 項の規定により貸付けの決定をすること。</p> <p>2 同要項第 12 条の規定により借入市町村に対し関係資料の提出を求め、又は実地に検査をすること。</p>	

				り消すこと。 4 同要項第 13 条の規定による貸付金の全部又は一部の繰上償還に関すること。 5 同要項別表の規定により知事が特に必要と認める事業及び知事が特に緊急に実施することが必要と認める事業を認定すること。			
	3 固定資産評価審議会に関すること。						
消防保安課	1 消防に関すること。	1 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 29 条の規定による消防施設の強化拡充の助成		1 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 8 第 3 項の規定により消防設備士試験を实	1 消防法第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定により市町村長に通報すること。 2 消防組織法		

をすること。
 2 同法第 4 3 条の規定により災害防御の措置に関して必要な指示をすること。
 3 同法第 4 4 条の規定により緊急消防援助隊の派遣を要請すること。

施すること。
 2 消防組織法第 2 9 条の規定による市町村相互間の連絡協調及び消防職員の人事交流のあっ旋に関すること。
 3 同法第 2 9 条の規定による指導（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）に関すること。
 4 同法第 2 9 条の規定による消防の思想の普及の宣伝に関すること。
 5 同法第 2 9 条の規定による消防に関する市街地の

第 2 9 条の規定による消防統計及び消防情報に関すること。
 3 同法第 2 9 条の規定による消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関すること。
 4 同法第 2 9 条の規定による市町村消防計画の作成の指導を行うこと。
 5 消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 3 条の規定による防火管理講習会を実施すること。

				<p>級化に 関する こと（ 消防庁 長官が 指定す る市に 係るも のを除 く。）</p> <p>6 同法 第 3 8 条の規 定によ る勸告 、指導 及び助 言をす ること 。</p>			
	2 危険物 の規制に 関すること。			1 消防 法第 1 3 条の 3 第 3 項の規 定によ る危険 物取扱 者試験 を実施 すること。	1 同法 第 1 1 条第 5 項及び 第 1 1 条の 2 第 1 項 の規定 による 危険物 の製造 所等の 完成検 査及び 完成検 査前検 査をす ること 。		
	3 消防学 校に關す ること。			1 消防 組織法 第 2 9 条の規 定によ る消防 職員及 び消防 団員の 教養訓 練に關 すること。			

			2 消防 学校学 生の募 集に関 すること。			
	4 電気（ 他課所掌 のものを 除く。） 、ガス及 び鉄砲火 薬類に関 すること 。		1 高圧 ガス保 安法（ 昭和 2 6 年法 律第 2 0 4 号 ）第 3 1 条第 2 項の 規定に より製 造保安 責任者 及び販 売主任 者の試 験を実 施する こと。 2 液化 石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に関する法律 （昭和 4 2 年 法律第 1 4 9 号）第 3 8 条 の 5 の 規定に より液 化石油 ガス設 備士の 試験を 実施す ること。 3 火薬 類取締	1 高圧 ガス保 安法第 3 9 条 の規定 による 緊急措 置をす ること 。 2 火薬 類取締 法第 4 5 条の 規定に よる措 置をす ること 。 3 ガス 事業法 （昭和 2 9 年 法律第 5 1 号 ）第 4 6 条及 び第 4 7 条の 規定に よるガ ス用品 販売事 業店の 取締り をす ること。		

				<p>法（昭和 25 年法律第 149 号）第 31 条の規定により丙種火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者の試験を実施すること。</p> <p>4 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 63 条の規定による裁定に関すること。</p>			
	5 防災消防航空センターに関すること。						
税務課	1 県税に関すること。	1 熊本県税条例（昭和 29 年条例第 28 号）第 25 条の規定に基づく県税の課税免除すること（政		1 熊本県税条例第 25 条の規定に基づく県税の課税免除（収益事業を行わない特定非営利活動促進法	1 地方税法第 19 条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に関する処分についての不服申立ての		

策審議
監及び
部内局
長専決
事項に
該当す
るもの
並びに
熊本県
税特別
措置条
例（昭
和 3 9
年熊本
県条例
第 5 号
）の規
定によ
る課税
免除及
び不均
一課税
を除く
。）。

（平成
1 0 年
法律第
7 号）
第 2 条
第 2 項
に特定
する特
定非営
利活動
法人に
係る法
人の県
民税均
等割に
関する
ものに
限る。
）をす
ること
。

2 県税
の減免
処分を
取り消
すこと
。

3 地方
税法（
昭和 2
5 年法
律第 2
2 6 号
）第 1
9 条の
規定に
基づく
県税及
び県税
に係る
徴収金
に関する
処分
（地方
法人特
別税等
に関する
暫定措
置法（
平成
2 0 年
法律第
2 5 号

うち、
事実の
認定又
は法令
の適用
に係る
不服申
立てで
あって
、当該
処分が
明らか
に違法
又は不
当と認
められ
るもの
に對す
る決定
裁すこ
と
又は裁
決すこ
と
。

) 第 18 条の規定により地方税法に基づく処分とみなされる地方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。) について不服の申立てのうち極めて重大又は例外的なものに對する決定又は裁決をすること。

4 地方税法第 74 条第 1 項及び第 3 項並びに第 74 条第 3 条第 1 項の規定に基づき、県が固定資産税を課する場合償却資産の指定及び価格等

				の決定をすること。 5 通告処分を行う場合の合議に対する承認すること。			
		2 地方法人特別税に関する事（収入調定及び国への払込みに関することに限る。）。					
		3 税理士に関する事。			1 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 23 条の規定により同法第 4 条及び第 24 条の規定による欠格条項又は登録拒否事由に該当する事実の認定及び通知をすること。		
		4 ふるさとくまもと応援寄附金に関			1 100 万円未満の寄附採		

			すること。 。				納の承 諾に関 すること。		
			5 自動車 税事務所 に関する こと。						

別表第 3 企画振興部企画課の項中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

			6 フード バレー推 進室に関 すること。 。						
			(1) 県 南地域 で生産 された 農林水 産物を 活用し た食品 に関連 する産 業、研 究等に 関する 機能の 集積等 に向け た取組 に係る 施策の 企画及 び調整 その他 取組の 推進に 関す ること。 。						

別表第 3 企画振興部地域・文化振興局地域振興課の項中第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

			1 1 万日 山緑地公 園に関す ること。						
--	--	--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第 3 健康福祉部長寿社会局高齢者支援課の項第 5 項課（センター）長専決事項の欄第 1 5 号中「立入り検査等」を「立入検査等」に改め、同表同部同局社会福祉課の項第 1 項部内局長専決事項の欄第 4 号中「取消すこと」を「取り消すこと」に改め、同項同欄第 9 号中「不服申立」を「不服申立て」に改め、同課の項第 1 0 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」に改め、同表同部子ども・障がい福祉局子ども未来課の項第 9 項を同課の項第 1 0 項とし、同課の項第 8 項部内局長専決事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課の項第 8 項を同課の項第 9 項とし、同

課の項第 7 項部内局長専決事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課の項第 7 項を同課の項第 8 項とし、同課の項第 6 項を同課の項第 7 項とし、同課の項第 5 項の次に次の 1 項を加える。

			6 子ども ・子育て 支援法（ 平成 24 年法律第 65 号） の施行に 関すること。						
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 3 健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課の項第 2 項中「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同課の項第 6 項分掌事務の欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「関すること」の次に「（社会福祉課の分掌事務に係るものを除く。）」を加え、同課の項第 1 2 項を次のように改める。

			1 2 児童 の福祉に 関すること。		1 児童福 祉法第 2 1 条の 5 の 2 3 の 規定によ る指定障 害児通所 支援事業 者及び同 法第 2 4 条の 1 7 の規定に よる指定 障害児入 所施設の 指定の取 消し等に 関すること。 2 同法第 3 5 条の 規定によ る児童福 祉施設（ 障害児入 所施設及 び児童発 達支援セ ンター（ 以下障害 児入所施 設等とい う。）に 限る。） の設置の 認可に関	1 同法 第 2 4 条の 5 の規定に よる災 害その他 の特別の 事情があ る場合の 支給割合 の決定に 関すること 。 2 同法 第 5 7 条の 2 第 3 項 の規定に よる障害 児入所給 付費等に 相当する 金額の徴 収に関す ること 。 3 熊本 県児童福 祉法施行細	1 同法 の規定に よる設置 された障 害児入所 施設等の 保護単価 の決定に 関すること 。 2 同法 第 4 条 第 2 項に 規定する 障害児の 保護に必 要な物資 等の配分 に関す ること 。		
--	--	--	--------------------------	--	--	---	---	--	--

					すること 。	則第 1 3 条の 規定に より障 害児（ 児童福 祉法第 4 条第 2 項に 規定す る障害 児をい う。） に係る 徴収金 の減免 をする こと。			
--	--	--	--	--	-----------	--	--	--	--

別表第 3 環境生活部環境政策課の項中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

			3 水俣条 約外交会 議推進室 に関する こと。						
			(1) 外 交会議 の関係 機関と の調整 に関する こと 。						
			(2) 外 交会議 の広報 に関する こと 。						
			(3) 外 交会議 の関連 事業に 関する こと。						
			(4) そ の他外 交会議 に関する こと 。						

別表第 3 商工観光労働部商工労働局労働雇用課の項第 10 項を削り、同表同部新産業振興局産業支援課の項第 16 項分掌事務の欄中「くまもとテクノ産業財団」を「公益財団法人

人くまもと産業支援財団」に改め、同表農林水産部農村振興局農地整備課の項第 9 項を削り、同表同部森林局森林整備課の項第 1 項部内局長専決事項の欄及び課（センター）長専決事項の欄中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同課の項中第 1 2 項から第 1 4 項までを削り、第 1 5 項を第 1 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

			<p>2 土地改良財産の管理に関すること。</p>		<p>1 重要な土地改良財産の処分に関すること。</p>	<p>1 土地改良財産（土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和 3 2 年熊本県条例第 3 2 号）第 1 2 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる財産その他特に農林水産部長が指定した施設の財産に限る。）の管理委託をすること。</p> <p>2 土地改良財産のうち軽易なものに関すること。</p>		
--	--	--	---------------------------	--	------------------------------	---	--	--

別表第 3 農林水産部農村振興局農地整備課の項第 9 項を削り、同表同部森林局森林整備課の項第 1 項部内局長専決事項の欄及び課（センター）長専決事項の欄中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同課の項中第 1 2 項から第 1 4 項までを削り、第 1 5 項を第 1 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

			1 3 林業技術の普及及び指導に関すること。			1 林業普及指導実施方針及び林業普及指導事業実施計画の策定に関すること。 2 普及指導職員の設置に関すること。		
--	--	--	------------------------	--	--	--	--	--

別表第 3 農林水産部森林局森林整備課の項第 1 6 項を同課の項第 1 4 項とし、同表同部同局林業振興課の項中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、同課の項第 6 項部内局長専決事項の欄中第 2 号を削り、同項を同課の項第 5 項とし、同課の項中第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とし、第 1 0 項を削り、同表同部同局森林保全課の項第 3 項の次に次の 4 項を加える。

			4 森林公園の整備等に関すること。					
			5 森林の公有化に関すること。					
			6 緑化の普及及び啓発に関すること（都市の緑化に関することを除く。）。					
			7 入会林野等整備事業に関すること。	1 入会林野等整備計画の認可及び公告に関すること。		1 入会林野等整備事業の指導に関すること。		

別表第 3 農林水産部水産局全国豊かな海づくり大会推進課の項中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同表土木部監理課の項第 7 項分掌事務の欄中「土木事務所及び」を削り、同表同部建築住宅局建築課の項第 9 項中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

			(10) 都市の低炭素化					
--	--	--	--------------	--	--	--	--	--

				の促進 に関する法律 (平成 24年 法律第 84号)の施行に 関すること (建築物に 関すること に限る。)。					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第3 土木部建築住宅局営繕課の項部内局長専決事項の欄中第1号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる部・局・課(センター)に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる部・局・課(センター)に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課(センター)	部	局	課(センター)
総務部	文書私学局	県政情報文書課	総務部	総務私学局	県政情報文書課
		私学振興課			私学振興課
	総務税務局	総務事務センター			総務事務センター
		管財課			管財課
		税務課		市町村・税務局	税務課
	市町村局	市町村行政課			市町村行政課
		市町村財政課			市町村財政課
		消防保安課	消防保安課		

(熊本県人材研修室設置規程の廃止)

3 熊本県人材研修室設置規程(平成20年熊本県訓令第32号)は、廃止する。

(熊本県人材研修室設置規程の廃止に伴う経過措置)

4 この訓令の施行の際現に総務部人事課人材研修室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部人事課に勤務を命ぜられたものとする。

(熊本県法令審議会規程の一部改正)

5 熊本県法令審議会規程(昭和27年熊本県訓令第584号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部文書私学局長」を「総務部総務私学局長」に改める。

第11条第3項中「県政情報文書課長」を「総務部総務私学局県政情報文書課長」に改める。

(熊本県防災消防航空センター処務規程の一部改正)

6 熊本県防災消防航空センター処務規程(平成13年熊本県訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部市町村局消防保安課長」を「総務部市町村・税務局消防保安課長」に改める。

(熊本県職員厚生室設置規程の一部改正)

7 熊本県職員厚生室設置規程(平成21年熊本県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部総務税務局総務事務センター」を「総務部総務私学局総務事務センター」に改める。

第4条第1項及び第5条中「総務部総務税務局総務事務センター長」を「総務部総務私学局総務事務センター長」に改める。

第 6 条 中「総務部総務税務局総務事務センター」を「総務部総務私学局総務事務センター」に改める。

- 8 (熊本県職員厚生室設置規程の一部改正に伴う経過措置)
この訓令の施行の際現に総務部総務税務局総務事務センター職員厚生室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、総務部総務私学局総務事務センター職員厚生室に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第 2 4 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県フードバレー推進室設置規程を次のように定める。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県フードバレー推進室設置規程
(設置)

- 第 1 条 県南地域で生産された農林水産物を活用した食品に関連する産業、研究等に関する機能の集積等に向けた取組を推進するため、企画振興部企画課にフードバレー推進室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

- 第 2 条 室の分掌事務は、前条の取組に係る施策の企画及び調整その他当該取組の推進に関することとする。

(職員)

- 第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

- 2 室に、課長補佐を置くことができる。

- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

- 第 4 条 室長は、企画振興部企画課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

- 第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令第 2 9 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画振興部企画課長が専決する。

- 2 前項の課長専決事項について、企画振興部企画課長が不在のときは、室長が代決することができる。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画振興部企画課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

- 第 6 条 室の庶務は、企画振興部企画課において行う。

(雑則)

- 第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 5 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程を次のように定める。
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県水俣条約外交会議推進室設置規程
(設置)

- 第 1 条 水俣に関する水俣条約外交会議（以下「外交会議」という。）に関する業務を推進するため、環境生活部環境政策課に水俣条約外交会議推進室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

- 第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 外交会議の関係機関との調整に関すること。

- (2) 外交会議の広報に関すること。

- (3) 外交会議の関連事業に関すること。

- (4) その他外交会議に関すること。

(職員)

- 第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。

- 2 室に、課長補佐を置くことができる。

- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
(職務)
- 第4条 室長は、環境生活部環境政策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
(専決及び代決)
- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、環境生活部環境政策課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、環境生活部環境政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ環境生活部環境政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
(庶務)
- 第6条 室の庶務は、環境生活部環境政策課において行う。
(雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附 則
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県訓令第26号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県建築物安全推進室設置規程（平成18年熊本県訓令第39号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を
加える。
(10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に関する
こと（建築物に関することに限る。）。

附 則
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。